2　3の規定に従うことを条件として、第十二規則1の規定は、次のいずれかの航海のうち主管庁が定める限定的な航海に従事する船舶であつて、千九百八十六年七月一日前に建造されたものについては、適用する必要はない。

.1　条約のいずれかの締約国の二以上の港又は係留施設の間の航海

.2　条約のいずれかの締約国の港又は係留施設と他の締約国の港又は係留施設との間の航海

3　2の規定は、次のすべての条件が満たされる場合に限り、千九百八十六年七月一日前に建造された船舶について適用する。

.1　X類、Y類若しくはZ類の物質又はこれらの混合物を積載するタンクが洗浄され、又は当該タンクへのバラストの積込みが行われるごとに、付録六に従い主管庁が承認した予備洗浄の方法に従つて洗浄されること及びタンク洗浄水が受入施設に排出されること。

.2　その後の洗浄水又はバラスト水は、この附属書の他の規定に従い、受入施設又は海洋に排出されること。

.3　この3の規定の適用上、港又は係留施設における受入施設が十分であることがこれらの港又は係留施設がある条約の締約国の政府によつて承認されること。

.4　船舶が旗国以外の締約国の管轄の下にある港又は係留施設への航海に従事する場合には、当該船舶の主管庁は、免除の細目を国際海事機関に通報すること。この場合において、同機関は、条約の締約国がその通報を了知し、及び必要に応じ適当な措置をとるよう、条約の締約国にその通報を回章に付すること。

.5　船舶が限定的な運航にのみ従事することについてこの附属書の要求する証書に裏書がされること。

4　その構造上及び運航上の特徴により、貨物タンクにバラストの積込みを行う必要がなく、かつ、貨物タンクの洗浄を船舶の修繕又は入渠（きょ）の時にのみ要求される船舶について、主管庁は、次のすべての条件が満たされる場合に限り、第十二規則の規定の免除を認めることができる。

.1　主管庁が、当該船舶の目的とする業務を考慮した上で、当該船舶の設計、構造及び設備を承認すること。

.2　当該船舶の修繕又は入渠（きょ）の前に行われるタンクの洗浄により生ずるすべての洗浄水が、主管庁により十分であると認められた受入施設に排出されること。

.3　この附属書の要求する証書に次の事項を明記すること。

.1　各貨物タンクが、限定された数の物質であつて、同等のものであり、かつ、中間的な洗浄を行うことなく同一の貨物タンク内で運送することができるものの積載を認められていること。

.2　免除の細目

.4　当該船舶は、主管庁が承認する手引書を備えていること。

.5　船舶が旗国以外の締約国の管轄の下にある港又は係留施設への航海に従事する場合には、当該船舶の主管庁は、免除の細目を国際海事機関に対して通報すること。この場合において、同機関は、条約の締約国がその通報を了知し、及び必要に応じ適当な措置をとるよう、条約の締約国にその通報を回章に付する。

第五規則　同等物

1　主管庁は、船舶に取り付けられるいずれかの取付け物、材料、器具又は装置がこの附属書の要求するものと少なくとも同等の実効性を有する場合には、これらの取付け物、材料、器具又は装置をこの附属書の要求するものの代替物として認めることができる。主管庁のこのような権限は、有害液体物質の排出の規制を実施するための作業方法をこの附属書の規則によつて定める設計及び構造と同等の代替物とすることには及ばない。

2　1の規定に基づき船舶に取り付けられるいずれかの取付け物、材料、器具又は装置をこの附属書の要求するものの代替物として認める主管庁は、その細目を国際海事機関に通報するものとし、同機関は、条約の締約国がその通報を了知し、及び必要に応じ適当な措置をとるよう、条約の締約国に対しその通報を回章に付する。

3　1及び2の規定にかかわらず、適用されるガスキャリアコードに掲げる有害液体物質を運送することを認められる液化ガス運搬船の建造及び設備は、第十一規則及び第十二規則に規定する建造及び設備の要件に同等のものであるとみなす。ただし、当該運搬船が次の条件を満たす場合に限る。

.1　ばら積みの液化ガスを運送することが認められる船舶に適当なガスキャリアコードに基づく適合証書を保有すること。

.2　ばら積みの有害液体物質の運送のための国際汚染防止証書であつて、当該運搬船が、適当なガスキャリアコードに明示され、及び掲げられる有害液体物質のみを運送することができることを証明するものを保有すること。

.3　分離バラスト設備を備えること。

.4　ポンプ及び管系設備であつて、取卸しの後にタンク内及びその関連する管系内に残留する貨物の残留物の量が第十二規則1から3までの規定によつて要求される残留物の量を超えないことを確保するものであることを主管庁が認めるものを備えること。

.5　主管庁が承認する手引書であつて、貨物の残留物と水との作業上の混合が生じないこと及び手引書に定める通気方法の適用の後にタンク内に貨物の残留物がとどまらないことを確保するものを備える。

第二章　有害液体物質の分類

第六規則　有害液体物質その他の物質の分類及び表

1　この附属書の適用上、有害液体物質を次の四の分類に分ける。

.1　X類　タンクの洗浄作業又はバラストの排出作業により海洋に排出された場合に、海洋資源又は人の健康に重大な危険をもたらすものとみなされるため、海洋環境への排出の禁止が正当化される有害液体物質

.2　Y類　タンクの洗浄作業又はバラストの排出作業により海洋に排出された場合に、海洋資源若しくは人の健康に危険をもたらし、海洋の快適性を損ない、又は他の適法な海洋の利用に害を与えるため、海洋環境への排出の質及び量に関する制限が正当化される有害液体物質

.3　Z類　タンクの洗浄作業又はバラストの排出作業により海洋に排出された場合に、海洋資源又は人の健康に軽微な危険をもたらすものとみなされるため、海洋環境への排出の質及び量に関するより緩やかな制限が正当化される有害液体物質

.4　その他の物質　国際バルクケミカルコード第十八章の汚染に関する欄においてOS（その他の物質）として表示される物質であつて、既に評価が行われ、及びタンクの洗浄作業又はバラストの排出作業により海洋に排出された場合に、海洋資源、人の健康、海洋の快適性又は海洋の他の適法な使用を害することがないと現時点において認められるため、.1から.3までに規定するX類、Y類又はZ類以外に分類されるとみなされるもの。「その他の物質」という物質のみを含むビルジ、バラスト水その他残留物又は混合物の排出は、この附属書の要件の対象としてはならない。

2　有害液体物質の分類のための指針は、付録一に定める。

3　1の規定による分類が行われていない液体物質をばら積みで運送することについて申請があつた場合には、当該申請のあつた運送に関係のある締約国の政府は、2の指針に基づき、当該申請のあつた運送に係る液体物質についてそれぞれ暫定的な査定を行い、共通の暫定的な査定について合意する。関係のある締約国の政府の間で完全な合意に達するまでは、当該液体物質は、運送してはならない。当該液体物質の生産国又は運送国の政府及び当該合意を行つた国の政府は、当該合意に達した後三十日以内にできる限り速やかに、当該運送並びに当該液体物質及びその暫定的な査定の詳細を国際海事機関に通報するものとし、同機関は、締約国がその通報を了知し、及び検討するよう、締約国に対しその通報を毎年回章に付する。同機関は、当該物質が国際バルクケミカルコードにおいて正式に記載されるまで、すべての当該物質及びそれらの暫定的な評価の登録簿を保持する。